

令和元年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年6月5日（水）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 吉田 孝壽

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
第26号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第14号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第15号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻となりましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち15番吉田委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員総数19名、皆さん御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） はい、皆さん、こんにちは。

もう麦刈りも最終局面を迎えておるようでございますけれども、昨日だったですかね、麦の処理中に火災が発生したのは。なかなか周囲に家があったりしたので、周りがですね、やっぱりそういうことも起こりかねない場合がありますので、お互いに注意したいと思っております。

それでは、話は変わりますけれども、先月27日から29日まで、局長と全国農業委員会会長大会に出席をまいりました。熊本県からは農業会議の職員さん2名を含め85名参加いたしまして、全国大会でいろいろと学ばせていただきました。その後、熊本県選出の国会議員の先生との意見交換会なども交えまして、いろいろと要請書をお願いしたり、地域の農業に関するいろんな意見の交換をまいりました。

また明るく日は、茨城のほうにまいりまして、茨城の農業委員会のほうで研修をいたしまして、資料なんかいろいろ持ってはきておりますけれども、皆さんにいちいち紹介するのも大変でございますので、事務局のほうに置いときますので、もし参考にされる場合は自由にご参考いただきたいと思います。

また、最終日はですね、埼玉県のほうに行きまして、農業技術革新工学研究センターというところに行きまして、これが大規模農業で、リモコンひとつで田植機でもトラクターでも全部できると、そういうふうな実験とか開発をずっとやっております。現実に実際見てまいりましたけれども、これからそういうふうに変っていくのかなあという思いで帰ってまいりました。しかし、どんなに小さい圃場であっても、やっぱり最低1町間ぐらいはないと、リモコンひとつで操作しながら田植えをしたり耕運したりというのは、簡単なことじゃないなというのも実際感じました。そういうふうな資料もここにありますので、もし御覧になりたいときは事務局のほ

うに置いておきますので、何か参考になることがあると思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

着席をもって審議をさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の議案は、議第23号から26号までの124件と、報告第14号より15号までの22件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、6番縄田委員と7番下川委員をお願いいたします。

毎回でございますけれども、発言の際には委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第23号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石と中の申請人で、小浜の田2,635㎡外7筆、計8,340㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

2番、岩崎と滑石の申請人で、滑石の畑577㎡外1筆、計775㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

3番、小野尻の申請人で、小野尻の田454㎡外2筆、計1,239㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、小野尻の申請人で、小野尻の田778㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。

5番、三ツ川と荒尾市の申請人で、三ツ川の畑1,529㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第14号2番と関連しております。

6番、岱明町の申請人で、岱明町鍋の田721㎡外6筆、計5,903㎡を子へ贈与するものです。

7番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,758㎡を相手方の要望と耕作便利のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、熊本市と横島町の申請人で、横島町横島の田3,670㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。報告第14号3番と関連しております。

以上8件、合計24,992㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明がございました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から順をお願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件1、使用貸人と使用借人は親子関係であり、農業者年金受給のための申請です。何も問題はないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

案件2、申請は相手方の要望です。譲受人は隣接地取得です。下限面積も足りていますので、何も問題はないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、次どうぞ、お願いします。

○推4番（土田健一君） 推進委員4番土田です。3番の案件について御報告します。

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も十分満たしているということで、許可相当と判断いたします。

それから、4番について説明します。

これも譲渡人は同一の方で農業廃止、譲受人は経営拡張ということで、これについても下限面積も十分満たしており、許可相当と判断いたします。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘です。5番の案件について説明をいたします。

貸借人同士は親子関係であり、農業者年金受給のためですので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは6番、お願いいたします。

○13番（小川信孝君） 13番小川です。

譲渡人と譲受人は親子でありまして、生前贈与ということで下限面積も満たされており、何ら問題ないと思います。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。7番の案件について御説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は耕作便利ということでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

8番の案件について説明します。

8番の案件について、譲渡人は相手方の要望、譲受人は規模拡大ということでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から8番まで説明をしていただきました。

皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第24号は、受付番号3番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局の小山です。4ページをお願いいたします。

議第24号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下

記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が小浜の田929㎡の内0.26㎡で、転用目的が営農型太陽光発電施設での申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、仮設工作物の設置等の一時転用であるため、許可は可能と判断しております。

2番、申請物件が岱明町野口の畑700㎡の内364㎡で、転用目的が個人住宅での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が天水町小天の畑41㎡で、転用目的が宅地拡張での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上3件、405.26㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件1、転用目的は営農型太陽光発電施設です。造成はありません。雨水は自然浸透です。何も問題はないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。2番の案件を説明します。

申請人は、現在、熊本市の水前寺にお住まいですが、今の住まいが手狭になったため個人住宅を計画されたものです。申請地は、自宅の近くでもあり、住環境も大変良く、子どもの教育にも養育にも適しているため、平屋建ての106.80㎡を新築されるわけです。給排水計画としては市の上水道、汚水、生活雑排水は公共下水道を使用するそうです。雨水は南の市道の側溝へ放流するそうです。被害防除計画としては、東の畑30cmぐらいの誤差がありますけれども、擁壁の計画などはないそうです。また、いずれすることがあるかもしれませんということでした。北は

まだ境界のはっきりしてないところがありましたので、区長さんたちに立ち合ってもらって、近々境界を決めるとのことでした。南は市道です。西は里道になっていますが、里道のほうも市道のほうも境ははっきりしておりますので、当分はその現況のままいくそうです。造成は別にないそうですから、被害防除はあまり関係ないかと判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号3番につきまして始末書を読み上げます。
事務局、よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、受付番号3番につきまして、始末書を読み上げました。

引き続き、受付番号3番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

3番、お願いします。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。

始末書にありましたとおり、30年くらい前に畑を転用して家を建てておりましたが、今回隣接地を転用するために測量したところ、前回転用した土地より家屋が隣接地にはみ出していることが判明しました。これは、はみ出している部分を正しい地目に直すためのものです。追認をお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま3番について説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番の坂本です。言葉について説明は求めていますか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 今さっき言われた1番のですね、営農型太陽光発電施設というのはどういうことですか。初めて聞きます。すみません。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

その農地そのものにですね、設置するところそのものにも作物が作られると。おおよその太陽光発電というのは、簡単に発電のみの施設であります。そのものにも、その土地にも作物が作付されるというところになります。

○推18番（坂本 修君） すみません、初めて営農型なんて説明ば聞いたもんだけですね。普通は発電光て言うけど、営農型発電て何だろうかと。

○議長（永田知博君） 今回の場合はですね、榊をもう植樹してあるらしいです。それで、その榊を出荷して、結局畜産であって、下のほうに豚を飼ってもいいような、

そういう施設を営農型というふうにいいます。そのほかにもいろいろ、鶏を放し飼いにするようなそういう施設であるとかというところで、農につながる姿勢です。それで、そこは転用は要らないといえますもんね。

○推 18 番（坂本 修君） 初めてこの言葉を聞いたので、すみません、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） ほかにはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○12 番（中島浩輔君） 今のちょっと質問された1番の議案に対して、当該地目が田で現況が畑となっていますけど、これが通ればそのまま畑なのでしょうか、それとも田ですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。ただいまの質問なんですけども、本件に関しましては、登記地目は田、現況は畑となっておりますけれども、この現況につきましては、太陽光発電の営農型太陽光発電の許可を得られる前に、平成22年に形状変更届が出されておまして、現状が変わってるところでございます。

本件につきましては、先ほど説明が会長からもお話ありましたけれども、当初、平成28年の9月に最初の許可が、営農型太陽光発電として許可がなされたものでございます。営農型太陽光発電というのは、基本的に一時転用という考え方でございまして、3年間の期間限定での許可というふうに考えます。3年ごとにその間の営農状況、今回は榊を栽培されておりますけれども、営農状況を見て、また3年間の更新というふうな形で営農型というのは運用をしております。通常の太陽光発電ならば、農地区分も今回のような農用区域内の農地であるとか、第1種農地に対しては、太陽光発電というのは設置できないんですけれども、ソーラーパネルを2m以上うえに上げて、農業をするという条件のもとですね、特別な許可が出ているものでございます。以上です。

○議長（永田知博君） よろしいでしょうか。

ほかにはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、質問も終わったようでございますので、採決に移ります。

議第24号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第24号については、許可することに決定いたしました。

た。

次に、議第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第25号は、受付番号8番につきまして、顛末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より顛末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第25号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田99㎡外1筆、計230㎡で、転用目的は資材倉庫です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑525㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が大倉の畑1,308㎡で、転用目的は太陽光発電施設38.5kwです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が富尾の畑366㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が三ツ川の畑353㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第14号2番と関連しております。

6番、申請物件が三ツ川の畑1,204㎡外1筆、計1,708㎡で、転用目的は工場敷地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町野口の田469㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が岱明町上の畑193㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

9番、申請物件が横島町横島の田779㎡で、転用目的は貸家6戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第14号21番と関連しております。

10番、申請物件が天水町小天の畑446㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上10件、合計6,377㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員番号1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は六田の土地です。現在、大浜の自宅で空調設備業を行っており、義父の土地を借り入れることになり、現場が玉名市内が多く、資材倉庫と車4台分の駐車場スペースを造りたいということです。東側は道路で周りは住宅地、西側はちょっと低くなっておりまして、そこにはブロックを積んで土砂の流出を防ぐそうです。事業面積は230㎡、資材倉庫が85㎡で、排水計画はなしです。雨水は敷地内に浸透枳を設置し、東側側溝に流すそうです。現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） はい、農業委員3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は現在アパート住まいで、家族が増えて手狭となったために、祖母の土地を借りて個人住宅建設のための申請だそうです。場所は、国道208号線の北100mぐらいのところ。東側は申請人祖母の所有の畑地、西側は市道で南側が申請人祖母の私道で、北側は祖母の宅地です。建物は木造平屋建て1棟と駐車場3台分だそうです。給排水は、西側市道の公共上下水道を利用し、雨水は雨水枳を設置

し、西側市道側溝へ接続放流で、市道より少し高いために造成はないそうで、周りは祖母の土地なので、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。3番の件について御説明いたします。

場所は桃田運動公園の南東へ約300mほど行ったところですが。所有者は会社員で、耕作にあんまり時間を確保できず、土地の維持、管理、売電による利益を見込めるということから今回の事業にいたったそうです。

農地はかなり道路から奥に入ったところで、その道路もかなり狭く、周囲への影響が少ないことと日照が十分確保できることから選定されました。農地の周囲をフェンスで囲み、太陽光発電の下には防草シートを敷きつめるということです。生活雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○9番（澤村哲志君） 9番の澤村です。番号4番の案件について説明します。

申請地の所在地は、玉名市富尾原です。菅原神社の西に道路約3mぐらいの道があり、その道路に接するところです。譲受人の娘夫婦が住まわれるようです。譲渡人の現在畑面積1,181㎡のうち住宅地として366㎡を利用し、1戸建ての平屋の住宅を建築するとのこと。建築面積は113㎡で、隣接する農地との境界にはブロックで土留めをし、給水方法は市水を利用し、雨水は浸透枿を設置し、生活排水、汚水は合併浄化槽を通し、既に申請地の北側にある排水路へ放流するそうです。また、隣接する農地は譲渡人の所有地であり、住宅地の盛土、掘削はないことですので、土砂の流出などはないようで、現地確認で何も問題はないようです。許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘です。5番の案件について説明をいたします。

譲渡人と譲受人は祖父、孫の関係であります。申請人は現在、植木町の借家住まいということで、家族が増えてですね、手狭になったということから、生活環境に恵まれた祖父の所有する農地、畑ですね、これを譲り受けて、木造平屋1棟と駐車場を建設するための転用ということです。

場所はですね、旧三ツ川小学校の東側、県道4号線から約3、40mぐらい行っ

たところですね。給水はボーリングを掘って地下水を利用するという事です。生活雑排水はですね、合併浄化槽で処理した後、水路に放流するという事です。雨水についてはですね、宅内浸透枳というやつをこれで処理してですね、処理能力を超える場合は水路に放流するという事です。土砂等の流出がないように、周囲にコンクリートブロックを設置するという事でありまして。日照権等、これらについてはですね、申請地に隣接する農地は、譲渡人の所有地だけでありまして、ほかに影響をおよぼすことはないと思われまして。もし被害が発生するようなことがあれば、申請人の自己責任において対応するという事ですので、何ら問題はないと判断し、許可相当と判断をいたしました。

続いて、6番について説明をいたします。

申請の場所はですね、旧三ツ川小学校から県道4号線を南関方面に4、500m行ったところのですね、西側にですね、譲受人のコンクリート製造工場がありまして、その敷地を西側に隣接する畑2筆であります。ここは今まで筆界未定地ということでしたけれども、今年の4月に筆界特定されたということを受けて、現在不足しているコンクリート製品の2級品の計画して営業するという事です。給水等は必要ありませんということ。生活雑排水も発生しません。雨水は自然浸透、余剰水についてはですね、調整池に流す計画だそうです。造成区画工事はなく、工場に接する東側以外はですね、南、西、北ともに山林ですのでですね、耕作農地等への影響はないということ。ただ斜面がありますので、そこには松の苗木を植えて崩落を防ぐそうです。もし被害が発生したようなことがあればですね、譲受人の責任において解決をするということですので、何ら問題なく許可相当だと判断をいたしました。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。7番の案件を説明します。

借人は荒尾市にある建築業と運送業を営む会社です。本社は荒尾市にありますが、営業所が玉名、荒尾、熊本にあります。申請地の南側40mぐらいのところに玉名の営業所があり、そこを営んでおられます。現在、玉名の営業所で使用する会社のトラックの置場が不足で大変困っているそうです。また、社員の駐車場と関連業者の駐車場も必要とのことだそうです。途中で、用途は大体駐車場ですから、玉名営業所の近くの申請地が40mぐらいですから、そこが一番いいということでここに決めたということでした。

場所は208号線の玉名急配と焼肉大門の間にある蓮華院入口の6m道路があり

ます。そこから入ったところですが、入り口は市道に面しておりませんが、蓮華院に入るその道路を使用して、話し合いができて通行許可をもらっているとのこと。西側も南も既に駐車場ですから、北側だけが農地になっています。農地のほうはブロック塀をしてあるので問題はないと思いました。多分大型トラック10台と普通車が14、5台、軽車両が20台、関連業者が40から50ぐらいのペースで駐車場が不足しているそうです。もちろん駐車場なので排水路の計画はありません。雨水は自然浸透するそうです。被害防除計画としては、周囲の農地等に被害があった場合は、申請者の責任において解決をするので、よろしくお願ひしますとのことでしたから、何も心配ないと思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号8番につきまして、顛末書を読み上げます。

事務局の松倉さんによろしくお願ひいたします。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について顛末朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の受付番号8番につきましての顛末書の読み上げが終わりました。

引き続きまして、受付番号8番につきまして、委員の説明をお願ひいたします。

○11番（福田友明君） 11番、農業委員の福田です。8番について説明いたします。

先ほど事務局より顛末書の読み上げがありましたけれども、裁判所の競売物件で、譲渡人の父が取得し、相続されたものであります。地目は畑となっておりますけれども、父が取得したときには、既にトタン屋根の小屋が建っていたということでもあります。場所は睦合住宅西側にありますが、この土地は、譲受人宅の西側に隣接し、北は市道、南は里道で、西側は農地ということでもあります。

譲受人の目的ですが、隣接土地であり、宅地拡張として購入し、既に建っている小屋につきましては、物置として利用し、ほかは家庭菜園などで利用していきたいということでもあります。給排水計画はありません。雨水については、自然浸透と北側の側溝に流すということでもあります。

被害防除計画ですが、周囲への影響もないと思われ、調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、8番について説明が終わりました。

引き続きまして、受付番号9番及び10番の順に担当委員の説明をお願ひいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。9番の案件について御説明いたします。

本件の土地は第3種農地でございます。近隣に住宅が建ち並んでおり、清閑な土地でございます。近くには横島小学校、保育施設、玉名市市役所の支所など公共の施設や商業施設も整っております。転用の目的ですが、譲受人は不動産業を営む会社でございます。借家6棟を建築し、賃貸するということでございます。一つの借家につき駐車場スペースとして2台ほど確保するということでございます。給水方法は、1カ所ボーリングを掘りまして、そこから6棟に配水するということでございます。生活雑排水、汚水につきましては、合併浄化槽を持ち、東側の側溝に放流し、雨水につきましては自然浸透をさせ、集水枥を設置し、東側側溝に放流するということでございます。造成にかかわる土地の流出、堆積、崩壊などの対応策としましては、この土地は平坦な土地でございます。東側道路から進入する形をとりますが、東側道路との高低差が30cmほどあるため、土砂を入れて造成し、東側道路と同じ高さにする予定でございます。また、西側、南側境界との境にブロック塀を設置いたします。土地全体に東側道路と高さを合わせるために土砂を入れますが、隣地に流出しないよう西側、南側にはブロック塀を設置いたします。また、北側から北東側に設置してある水路に土砂が入り込まないように、鉄板の蓋などを設置するというところでございます。また、隣地との境にはブロック塀を設置するというところで、現地調査をいたしましたところ、問題なく許可相当と思われました。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、お願いたします。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。10番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子です。使用借人は、子どもの小学校入学を機に学校の近くでもある実家のとなりに住宅を建設するものです。申請地は休耕地であり、東が山、西は排水路を挟んで両親の住む宅地であり、日照等も問題はありません。給水は親自体が使用している井戸水を配管して使用します。雨水は雨水枥を設置して、敷地内にある排水路に流します。生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽を設置して処理、排水路を通して道路側溝へ流します。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、5条につきまして1番から10番まで委員の説明が終わりましたので、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第25号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第25号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第26号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第26号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

9ページから10ページの総括表、11ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が4件16,914㎡、利用権設定が100件359,320㎡、合計104件376,234㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番(浦谷幸司君) 農業委員5番、浦谷です。

一応集積推進委員という形でずっと名前が書いてありますが、皆さん方、この件は情報として手元に案内等ありましたか。推進委員ということで、私はここを見てね、あれっ、ここは話は聞いとらんだっがなあというような状況ですが、ちゃんと連絡は入ってますでしょうか。

○議長(永田知博君) この件でですね、事務局のほうはそういうふうに連絡はしよりますが、する方もあるし、全然連絡もせずにそのまま結構多いようですね。それで、今後はそのへんをもっとちゃんと連絡をするように、それでないと農業委員の名前だけ書いてあってもですね、そら知らんばいてなるけんですね、そのへんを徹底するように心掛けておきます。

今、浦谷委員のほうからの話がございましたけれども、今度それこそ今より一層ちゃんと連絡するように、徹底して取り組んでいくようにいたします。申し訳ありません。

○事務局長（小山 博君） どうも申し訳ありませんでした。

○5番（浦谷幸司君） よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） それでは、ほかに何か皆さんよりございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ここで採決に移ります。

議第26号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第26号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第14号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について及び第15号農地の形状変更届について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局の小山です。20ページをお願いします。

報告第14号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、20ページから24ページまでの21件、合計56,644㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第15号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、1,573㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

ただいま、報告第14号、15号の説明が終わりました。全体的に何か御意見御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番平野ですけども、5月の先月の総会的时候ですね、浦谷委員さんの太陽光の説明のとき、ちょっと疑問に思ったんですけども、田んぼでする太陽光と段々畑、傾斜地でするあれとちょっと私は個人的にはちょっと考え方が違うので、田んぼの場合に雨水のことを一番考える。田んぼの場合はそのまま自然浸透でいいんですけども、傾斜地の場合でその太陽光をされる場合に、排水のことはどうなっているのかなと、ほんなこつそっちが心配です。

なぜかと言いますと、私たちは段々畑で昔から生活しておりますけれども、大体自然浸透といいますけれども、結局、太陽光の面に当たった水は1カ所に集中して落ちるわけですよ。それが段々畑の先端にあたった場合、土砂崩れのもとになるんですよ。ですから、太陽光に傾斜地である場合には、排水、簡単に言いますと雨樋のようなものを付けてどこかに水を流すような計画をしないと、畑自体が全部崩れてしまうと、最終的にえらいことになるというのがあるんですよ。ですから、そういうところの建設の場合の排水計画としてはどうなっているのかを教えてくださいと思います。

○議長（永田知博君） 大体現地調査にお伺いするじゃないですか。その場で結局施工主さんあたりには、排水の処理はどういうふうにするかというのは、そこで現場で話は質問したりして話をして、ちゃんとそのへんは説明を求めていきよると思いますけれども、どんなでしょうか。

○推19番（平野秀正君） 今月が始まる前に現地見たいなと思いましたが、急傾斜地の場合と、さっき言うたようにですね、田んぼはそんなに問題ないと思うんですよ。傾斜地の場合に、結局、極端に言えば自然浸透せずに1カ所にずっと流れて落ちるんです。そしたらこれが毎日毎日繰り返しよったら、土波というのは崩れてしまうんです。これはものすごく結局高いところだったら、下の土地に畑とか田んぼがあったら土砂崩れの原因になるですよ。ですから、そういうのは排水路を必ず造って、どこにどう流すと、結局住宅を造る場合でも、よっぽど傾斜地である場合に厳しくせんと、それが集まったときね、上からドーンと土砂崩れが起きてしまう可能性がものすごく高いです。私たちが昔から教えてもらったのは、段々畑、傾斜地の場合は、必ず先端には合わせずに、一番根っこのほうにこまかく水は分けてどっかに集めるということを習ってます。ところが、何もしてなかったら、いきなり全部が同じ面に当たって下のほうに流れてくる。そしてその水が集まった場合には、土砂災害の危険性がものすごく高くなって、さっきの説明でですね、業者さんがするということになってればいいんですけども、そのへんのことはいちよと厳しくしていかないと、傾斜地の場合は怖いことになると思うので、そのところはよろしく願いいたします。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

この現地調査のときですけど、排水路のことはどうしても施工者の方ですたいね、そこで口頭で言うしかなかつですよ。効果的なですね、どうしても口頭で言うしかないもので、もうひとつは、もう少し説明を加えてですね、このような危険があるのでということをしつかりと伝えていきたいとは思っています。

○推19番（平野秀正君） ですから、そういうときは今後ですね、もう今まで許可で

てるものは仕方ないかもしれませんが、必ずどこかに水を集めてきれいに流して用水路まで持ってくる、そういう手段をしてもらわんと、もし下のほうに農地とかなんかあったときは、今度は農業委員会が許可を出したんだけど、何でここで災害が起きたじゃないかと言われた場合、ものすごく大変なことになる。

また、私が見る桃田公園もあれ大丈夫かなあと、こっちから遠かところから見よってですね。あの崖に当たって1カ所バアーって、集中豪雨のときはあれものすごい流れがあるんですよ。それが全部一斉にバアーっと流れだして、自然浸透というのはほとんどないです。今までは、そういう場合に畑に自然浸透しよったつが一斉に流れよるです。ですから、それはものすごく危険があるので、排水をきちんとしなければ許可は出さないほうがいいと思うんです。そのへんをお願いします。

○議長（永田知博君） 過去にですね、岱明町のほうでそういう事例が1件ありました。実際高台から下の段、結構高低差は5、6mぐらいありましたけれども、下のほうが農地を持っておられる人がそういう話をされて、それでは再度見に行きましょうというて行きました。それで、結局はその施工主さんとあとの改善策をそこで話し合いをして、それじゃあいいでしょうという、そこまで話した経験はあります。

それで、やっぱり今言われるように、ただ自然浸透でそのままだと、ちょっとやっぱりその雨量によっていろいろ変わりますけんね。それで、そのへんはやっぱり現地調査のときも重点的にそのへんはやっぱりしっかり見ていただいて、やっぱりいろいろ見てもろたほうがやっぱりいいと思います。

○推19番（平野秀正君） 幸い今のところないですけど、結局、必ず自然に崩れていくのは間違いないとです。うちのあれも樋がなかったら、1カ所のセメントの上に毎年、その面がずっとえぐれてくるんですよ。ところが、農地の場合はもっとやわらかいから、流れ落ちるのは間違いないです。流れるというか、極端な雨のときはいきなりきますので、そこのところよろしくお願いしときます。

○5番（浦谷幸司君） 5番の浦谷です。

太陽光はですね、一応最初のうち畑に設置されて、その周辺にまた太陽光が増えていって、それが自然浸透のうち段々とやっぱり水が集中して流れだして、そしてその道路が、結局道路に流れだして、道路が変形するような状況のところも、現地調査でまわりながら見てきたところもあります。

それから、先ほど言われた伊倉北方のあの斜面ですけど、あそこはちゃんとU字溝を入れて、水の急激な落差で、下の田んぼに土砂等が流出するというような状況になるということを前提で、側溝を入れなさいということで指導をしたところ、ちゃんと側溝を入れてあります。やっぱり太陽光はですね、自然浸透自然浸透で言いよってですけど、どれだけの雨が降るかちょっとわからんとですよ。だけんこれは

やっぱり現地調査のとき、この水を雨水をオーバーフローした分は、ちゃんと集積
柵に集めてどこかの水路に流すというような方策をとっていただくようにやっぱり
指導していかんと、それは平野君が言うように、やっぱり上のほうで急斜面でされ
るということは、ものすごく心配です。これからも農業委員会のほうから、そうい
うことは率先して言っていかにやいかんかと思うと思います。以上です。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局小山です。

まだ確実なですね、法のしぼりということまでは実際ないんですけど、現地調査
のとき施工者のほうにはですね、そこをもう少し強調して、法のしぼりこそないけ
ど、そういうことがはっきりと確約できないなら、ちょっとできないですというよ
うな指導で臨んでいこうと考えております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。貴重な御意見をありがとうご
ざいました。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） それではですね、ここでその他に移りたいと思いますけれど、
事務局のほうから何か。

○事務局長（小山 博君） 今日はございません。

○議長（永田知博君） 私のほうからちょっと、個人的な感情論になってちょっと揉め
てるというような案件が1個相談を受けたものですから。それは認定農業者の人が、
農業委員会にちゃんと小作契約を交わして、あと1年残っているんで、自分には何
の相談もなしで売買契約をされたということで、感情的になって、こういうのに罰
則規定はなかつかいたという話があったんですよ。大体まだ小作権があと1年間残
つとるなら、そらあなたに話は最初に持ってきて、こぎゃんやって売買したいと思
うけんて、相談するのは当然じゃなからかという話はしたんですよ。やっぱり感情
的になっておられるもんだけんですね、何かペナルティば科してくれんかと、そう
いう話もありました。売買でもいろんな案件がありますので、そのへんは皆さん
のお知恵を拝借して、良いお互いのお世話をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○推18番（坂本 修君） それと関連して一つよかですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 僕が農業委員でもなんでもなかつたとき、Aという人がBとい
う畑を借りたいとですね、それはちゃんと農業委員を通して借りたんですよ。ぼく

はみかん畑ば借りるときは、成木だったら、やっぱり改植してなかったら10年とか20年で借りるわけですよ。その内容を全然知らんで5年で借りたらしい。そして4年過ぎたら山になっとなったんですよ。カズラがはいまわってた。畑を見に行くと、どこだったかい畑はという。そのときぼくは農業委員に聞きました。「おい、ペナルティはなかかい」とですね。やっぱりある程度返すときは、復元するごたるペナルティはなかかいと。俺はそのとき言うたけど、ほんなら今からこぎゃん事例はのうなるかもしれんけど、やっぱり一筆これは書かせにやいけんねて。まさか借りるほうも若い人、貸したほうも若い人が貸すということで、5年でやるんですよ。考えられんとですよ自分たちも。ほぼ片一方は戻してくれて、片一方はその条件がなかということですね。だけんしっかり難しかったけん、農業委員も罰則もなんなんですよ、はっきり言うと。でも一筆約束ばとっとく必要はあるかもしれんねて、ぼくはそれば見て思いました。揉めんためばいて、すみません、余談で。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

やっぱりそのへんはちゃんと今はおさえて書いとかにやいかんですね。そうでないとお互いにね、気まずい思いをして、もうしょうがないで流れてしまうけんですね。やっぱりそこまできちっとしとかんと、なるべくそういうことで指導していかんとですね、お願いしときます。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる審議、また貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして令和元年第2回の農業委員会総会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時15分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年6月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 縄田 伊知郎

農 業 委 員 下川 安